

## 浦和美園～岩槻地域成長・発展推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン（以下「成長・発展プラン」という。）の着実な推進を図るため、浦和美園～岩槻地域成長・発展推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、成長・発展プランに係る次の事項について協議をする。

- (1) 各方策展開の方針決定
- (2) 各方策の進行管理
- (3) 施策の効果検証
- (4) その他推進に必要な事項

### (組織)

第3条 推進会議は、座長、副座長及び委員で構成する。

- 2 座長は、市長をもって充てる。
- 3 副座長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会議)

第4条 推進会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、副座長（未来都市推進部担任）がその職務を代理する。座長及び副座長（未来都市推進部担任）ともに事故があるときは、他の副座長が職務を代理する。
- 3 委員は、やむを得ない場合、代理者を出席させることができる。
- 4 座長は、必要があるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (作業部会)

第5条 推進会議の下に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、方策に関する具体的な実施、進行管理及び課題の抽出、改善などに関する事務を行う。
- 3 作業部会は、都市戦略本部未来都市推進部長が議長となる。
- 4 作業部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。なお、必要があるときは、議長は作業部会に構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 作業部会の運営その他必要な事項は、議長において処理する。

### (庶務)

第6条 推進会議及び作業部会の庶務は、都市戦略本部未来都市推進部において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月20日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

都市戦略本部長、財政局長、市民局長、スポーツ文化局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、見沼区長、緑区長、岩槻区長、副教育長

#### 別表第2（第5条関係）

都市経営戦略部及び未来都市推進部（未来都市共創担当、鉄道戦略担当）の参事又は副参事、財政課長、コミュニティ推進課長、スポーツ振興課長、スポーツ政策室長、スポーツイベント課長、岩槻人形博物館副館長、のびのび安心子育て課長、経済政策課長、産業展開推進課長、観光国際課長、農業政策課長、農業環境整備課長、都市計画課長、交通政策課長、自転車まちづくり推進課長、みどり推進課長、見沼田圃政策推進課長、都市公園課長、まちづくり総務課長、区画整理支援課長、浦和東部まちづくり事務所長、岩槻まちづくり事務所長、道路政策課長、道路環境課長、道路計画課長、見沼区役所コミュニティ課長、緑区役所コミュニティ課長、岩槻区役所観光経済室長、岩槻区役所コミュニティ課長、生涯学習振興課長